

<奨学金について>

(1) 日本学生支援機構について

経済的理由により修業困難で学業・人物ともに優秀な学生に、一定の金額を貸与する次のような奨学金制度が設けられています。

① 貸与の条件（入学年度により貸与月額が異なります）

ア 第一種（無利子貸与）

（平成 23 年度採用者）

名 称		貸 与 額
第一種	自宅通学	月額 30,000 円 又は 月額 45,000 円
	自宅外通学	月額 30,000 円 又は 月額 51,000 円

イ 第二種（有利子貸与）

【貸与月額】 希望する奨学金の月額を次の中から選ぶことができます。

3万円・5万円・8万円・10万円・12万円

② 貸与期間 入学から修業年限の終期（入学から4年間）

③ 募集期間

年1回、4月（掲示等により出願説明会の開催をお知らせします）

④ 出願の手続

奨学金貸与を希望する者は、春学期オリエンテーション期間に開催する説明会に必ず出席し、必要書類等の交付を受け、必要事項を記入したうえ指定された期日までに事務局（教務・学生チーム）へ提出してください。

⑤ 推 薦

学内選考委員会等において、希望者の中から日本学生支援機構から内示のあった人数以内で日本学生支援機構へ奨学生の推薦をします。

⑥ 採用決定通知

本学より推薦された者について、日本学生支援機構において奨学生が決定されます。決定通知を受け次第、掲示でお知らせします。

⑦ 予約進学者へ

本学入学前に既に奨学生候補者に内定している学生は、入学後、オリエンテーション期間に奨学金手続き（進学届けの提出等）の説明会を実施しますので、必ず出席してください。開催日は「入学手続要項」等でお知らせしています。

⑧ 高校時に奨学生であった学生へ

「返還のてびき」に綴り込んである「在学届」を入学後すみやかに、指定期日までに事務局（教務・学生チーム）に提出してください。これによって、卒業時まで返還が猶予されることになります。

ただし、引き続き奨学生として採用され、「進学届」を提出する学生は「在学届」

を提出する必要はありません。

⑨ 継続手続について

第一種及び第二種奨学金貸与者は年1回(12～1月予定)「継続願」を提出しなければなりません。詳しくは掲示により指示しますが、この手続を怠った場合、貸与中止になりますので十分留意してください。

⑩ 緊急・応急採用について

主たる家計支持者の失職、死亡または火災等の家計急変や災害等のため緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合は、緊急採用と応急採用の制度がありますので、事務局(教務・学生チーム)に相談してください。

⑪ 奨学金の返還について

卒業予定年度の秋(10～11月予定)に返還説明会を開催します。

(2) その他の奨学金について

このほか、各市町村及び各種団体等で利用できる奨学制度については、本学に案内のあったものについては、教育・研究棟3階の学生掲示板に掲示します。